議案第22号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険課

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う 介護保険法の一部改正により、指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定等 に係る基準の一部を条例で規定する必要が生じたため、当該条例の一部を改正しよう とするもの。

【改正趣旨】 介護保険法の改正に伴い、現在、介護保険法で定めている指定地域密着型(介護予防) サービス事業者の指定等にかかる基準の一部が、市町村の条例で制定することとなった ため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正背景】

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年6月22日公布)」により介護保険法の改正が行われ、一部の基準について条例委任となったため。

【関係法令】 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律 第72号)

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第78条の2、第115条の12

- 【改正内容】
- (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定【第6条の2】(追加) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業については、当該事 業を行う者(老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その 入所定員が29人以下であるものの開設者)の申請により、当該指定を行う。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定基準【第6条の3】(追加) 指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、法人とする。
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準【第6条の4】(追加) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、法人とする。

【施行期日】 平成25年4月1日